

木育広場出店事業者募集要項

1 目的

この要項は、道の駅上野の活性化、にぎわいの創出及び住民等の子育ち・子育て支援の一環として、木育広場内にあるカフェスペースの運営事業者を公募により選定するために必要な事項を定めるものである。

※木育広場とは、令和 5 年にリニューアルオープンした道の駅上野エリアにある旧森林科学館の名称です。

2 施設の概要

所在地	多野郡上野村勝山 130 番地
店舗面積	28.98 m ²
用途	軽飲食
設備	IH クッキングヒータ（3口）、流し台（2層シンク）、手洗い用流し台、冷蔵庫（家庭用）、各種木製食器・カトラリー、カウンターチェア

3 公募の概要

（1）募集業種

軽飲食の事業者を募集します。

（2）提案・選定方法

- ①公募により事業者を選定します。
- ②店舗について、事業者の具体的な運用・利活用プランを提案してください。
- ③事業者の創造性を十分反映して企画提案に係る書類を作成してください。
 1. 営業開始予定は令和 8 年 4 月とします
 2. 詳細な利用条件等については、村と協議の上決定することとします。
- ④提出された書類等は返却しません。また、書類の作成に係る一切の費用は、事業者の負担とします。

（3）公募のスケジュール

募集及び選定のスケジュールは次のとおりとします、なお、事情により変更する場合は、村ホームページでお知らせします。

項 目	期 日 等
募集書類の受付	令和 8 年 1 月 13 日（火）～1 月 23 日（金）
書類審査	令和 8 年 1 月下旬頃
優先交渉権者選定	令和 8 年 2 月上旬

4 応募資格

(1) 応募者の構成等

- ①応募者は、単独の事業者（個人を含む。以下同様。）又は複数の事業者で構成する事業体(以下「事業体」という。)とします。
- ②事業体により応募する場合は、構成する事業者の中から代表者を定め、応募に係る一切の手続き、連絡等は、代表者が行うこととします。
- ③応募者及び事業体を構成する事業者は、複数の提案をすることはできません。
- ④応募者及び事業体を構成する事業者の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、村と協議するものとします。

(2) 応募者の参加資格

応募者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とします。

- ①この要項に定める目的を十分理解し、村との協働により、事業を行う強い意思があること。
- ②物販施設、飲食施設、その他各種集客施設の運営実績又は運営・維持管理能力を有しているか、あるいはそれらに代わる事業計画を有していること。
- ③営業に必要な法令に基づく許可を有する者又は許可を得ることが確かな者
- ④最近2年間に国税、都道府県税及び市町村税について未納がないこと。
- ⑤私的独占の禁止及び公正取引委員会から排除措置等の命令を受けていないこと。
- ⑥上野村暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- ⑦応募者は、主たる事業所が村内にある事業者又は村の住民基本台帳に登録されている個人とします。

5 応募方法等

応募者は、次の書類を持参により提出してください。

(1) 応募書類

- ①出店申込書
- ②出店計画書
- ③損益計算見込書
- ④会社（団体）概要書（法人の場合）
- ⑤個人経歴書（個人事業主の場合）
- ⑥営業に必要な許認可等の写し（既に取得済の場合）
- ⑦発行後1年以内の商業登記簿謄本証明書等（法人の場合）
- ⑧発行後1年以内の身分証明書（個人事業主の場合）
- ⑨国税及び地方税に未納がないことの証明書
- ⑩直近2年の貸借対照表と損益計算書（法人の場合）
- ⑪直近2年の確定申告書控えの写し（個人事業主の場合）

(2) 受付期間

令和 8 年 1 月 13 日 (火) ～1 月 23 日 (金)

(3) 提出先

上野村役場 振興課

(1) の書類を各 1 部ご持参ください。

(4) 選定結果の通知及び事業者の公表

令和 8 年 2 月上旬を目安に優先交渉権者を選定し、直接通知する予定です。

なお、審査の内容に関する問い合わせはできません。

6 契約の条件

(1) 賃貸借契約

借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 38 条に規定する定期建物賃貸借契約とします。

(2) 契約期間

契約日から 3 年間を基本とします。

(3) 賃料

賃料は、水道光熱費を含め月額 1 万円(税込)とします。

(4) 経費

①事業者が負担する賃料以外の経費については、以下のとおりとします。

・火災・損害保険などの保険料

②その他、上記以外に必要な経費については、村と事業者で協議のうえ決定します。

(5) 最低営業日及び営業時間

営業日は、週 3 回以上、営業時間は午前 9 時から午後 5 時までの間で 5 時間以上とします。

営業日における森っこの解錠・施錠、清掃等の管理についても条件とします。

なお、年末年始等に休業する場合は、村と協議の上決定することとします。

(6) 運営にあたっての遵守事項

①事業者が直接、経営することとし、その権利を第三者に譲渡又は転貸できません。

②事業者は、村とあらかじめ利用条件等について協議を行い、従業員及び取引先等に協議事項を遵守させてください。

③提案内容と異なる内容の営業を行う場合には、あらかじめ村の承認を得てください。

(7) その他

①館内は禁煙です。

②この要項に記載のない事項については、協議の上、決定します。

□問い合わせ先

上野村役場 振興課

電話 0274-59-2111